平成２９年（フ）第３６号
北海道旭川市北門町22丁目2169番地の160
債務者　高橋　順一
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８８号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字高峯３番地の16
債務者　早川　文章
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板倉しのぶ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３号
長野県茅野市ちの236番地１　レオパレスドリーミーちのⅢ206号
債務者　本名　伸次
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７号
札幌市豊平区中の島１条６丁目７番３―304号
債務者　曳地　蓉子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
札幌市白石区菊水３条１丁目８番５―303号
債務者　太田　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
札幌市北区新琴似４条１丁目２番１号　恵和ハイツ１号
債務者　相馬裕美子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１２号
札幌市中央区南６条西18丁目２番16―110号
債務者　川下　貴宏
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８号
北海道北広島市輝美町２番地１　A19―401
債務者　進藤　　健
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３１号
札幌市東区北23条東18丁目２番３号　コルメナ元町502号
債務者　木村　ユカ
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６号
北海道恵庭市福住町１丁目21番５　（グレイスハイツ102号）
債務者　新田　恵一
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６号
札幌市北区北14条西４丁目１番６―406号
債務者　倉田真由子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８号
札幌市白石区中央１条７丁目８番17―203号
債務者　辻村　尚一
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９号
札幌市中央区南18条西７丁目２番30号　パレスマンション山鼻１Ｃ号
債務者　小田　　洋
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
札幌市白石区本通３丁目南２番25―308号
債務者　江口まどか
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８４号
北海道江別市あけぼの町24番地の１
債務者　千年　真澄（旧姓和田・鈴木）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５号
札幌市白石区北郷３条６丁目３番21号　光マンション101号
債務者　八文字康暢
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
福島県会津若松市五月町135番地
債務者　永峯　翔子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係